

業務委託設計書

事業年度	令和 7年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
履行場所	京都市北区西賀茂上庄田町他地内				
路線名又は河川名等	上庄田第二公園他				
委託業務名	令和7年度公園橋りょう点検業務委託				
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 2月27日まで				
事業課(所)名	みどり政策推進室	単価使用年月	令和 年 月		
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
前払金支出		単価地区			

京都市 建設局

チェック欄

--	--

委託概要

公園橋りょう点検			橋	23
計画準備	橋	23	定期点検	橋 23
報告書作成	橋	23	損傷図作成	橋 23

委託理由

本業務は、公園内の橋りょう点検を実施するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消 費 税 相 当 額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2025年7月
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月
基 準 適 用 年 月	2025年7月
単 価 地 区	2601: I 地区

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種 種別	名称	規格・仕様・条件等	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
橋梁定期点検						
計画準備						
	計画準備	標準幅員8m程度 橋長2m以上5m以下	橋	66,510	直接人件費	
	計画準備	標準幅員8m程度 橋長100m超	橋	112,570	直接人件費	
定期点検						
	定期点検	標準幅員8m程度 橋長2m以上5m以下	橋	45,110	直接人件費	
	定期点検	標準幅員8m程度 橋長100m超	橋	529,400	直接人件費	
	損傷図作成	標準幅員8m程度 橋長2m以上5m以下	橋	47,900	直接人件費	
	損傷図作成	標準幅員8m程度 橋長100m超	橋	285,350	直接人件費	
報告書作成						
	報告書作成	標準幅員8m程度 橋長2m以上5m以下	橋	21,240	直接人件費	
	報告書作成	標準幅員8m程度 橋長100m超	橋	106,200	直接人件費	

見積参考資料

積算に準用した市販図書等の積算基準は下表のとおりです。

準用積算基準		発行機関	計上した細別	備考
図書名	発行年月等			
道路橋定期点検業務積算資料 (暫定版)	平成26年8月	国土交通省 道路局	打合せ	

業務委託料内訳書

業務名	令和7年度公園橋りょう点検業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 道路施設点検	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路施設点検		式	1					
橋梁定期点検		式	1					
計画準備		式	1					
計画準備	標準幅員8m程度 橋長2m以上5m以下	橋	22					
計画準備	標準幅員8m程度 橋長100m超	橋	1					
定期点検		式	1					
定期点検	標準幅員8m程度 橋長2m以上5m以下	橋	22					
定期点検	標準幅員8m程度 橋長100m超	橋	1					
損傷図作成	標準幅員8m程度 橋長2m以上5m以下	橋	22					
損傷図作成	標準幅員8m程度 橋長100m超	橋	1					
報告書作成		式	1					
報告書作成	標準幅員8m程度 橋長2m以上5m以下	橋	22					
報告書作成	標準幅員8m程度 橋長100m超	橋	1					

業務委託料内訳書

業務名	令和7年度公園橋りょう点検業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通		式	1					
共通(設計業務)		式	1					
打合せ等		式	1					
打合せ		式	1					内 1号
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
旅費交通費		式	1					
旅費交通費		式	1					内 2号
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(設計)		式	1					
直接原価(その他原価除く)		式	1					
その他原価		式	1					内 3号
一般管理費等		式	1					内 4号

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	打合せ						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師			人	1			
技師(B)			人	1.5			
技師(C)			人	0.5			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	旅費交通費						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接往復費			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	その他原価					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）		式	1			
$\alpha / (1 - \alpha)$		%				
その他原価		式	1			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	一般管理費等					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価		式	1			
$\beta / (1 - \beta)$		%				
一般管理費等		式	1			
調整額						
合計						

特記仕様書

委託業務名：令和7年度公園橋りょう点検業務委託

履行場所：京都市北区西賀茂上庄田町他地内

第1条 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか「土木設計業務等委託必携（令和7年2月、京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第2条 電子納品

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で1部提出するとともに、紙媒体で1部提出する。なお、協議により電子成果品を2部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。

3 別途指示する一部の成果品について、ファイル名を電子納品用に変換する前のオリジナルデータ及び個別データ（jpgデータ、CADデータ）を提出すること。

4 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第3条 前払金

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第4条 管理技術者

管理技術者は、本業務等の履行にあたり、以下の資格を満たすものとする。

1 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

第5条 照査技術者及び照査の実施

1 本業務は照査技術者により照査を行うものとする。

2 照査技術者は、以下の資格を満たすものとする。

(1) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

第6条 業務カルテの作成及び登録

受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第7条 業務目的

京都市公園施設長寿命化計画に必要な橋りょうデータを取得するために、以下の要領等に基づき、公園の橋りょう点検を実施するものである。

- ・京都市橋りょう点検マニュアル（平成28年4月）
- ・道路橋定期点検要領（令和6年3月）
- ・道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月）

ただし、形式が特殊な橋りょうなど、このマニュアル等による点検が困難な場合は監督員と協議を行うこと。

第8条 業務内容

1 計画準備

本業務を実施するにあたり、仕様書等による業務内容の確認及び実施体制の確保を行う。

既存資料を収集・整理するとともに、橋りょう点検に先立って現地踏査を行い、橋りょうの変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋りょうの立地環境、利用状況、規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査する。

現地踏査により、塗膜採取及び塗膜調査の必要な橋りょうが判明した場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。業務内容が追加になった場合は、設計変更の対象とする。

また、定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

対象橋りょうは別紙に示しており、これと異なる場合は監督員と協議を行うこと。

2 定期点検（状態の把握（点検）及び診断（健全性の診断））

第7条第1項に基づく橋りょう点検を近接目視により行うとともに、点検対象部材単位での健全性の診断と橋りょう毎の健全性の診断を行う。足元条件は、基本的には梯子を想定しているが、関係機関協議や作業状況により変更する必要がある場合は、事前に監督員に報告すること。協議により設計変更の対象とする。

点検に当たっては、以下に留意すること。

- ・橋りょう箇所は、箇所図等で対象橋りょうであることを確認するとともに、GIS等により橋りょう位置が把握できる精度で座標確認を行うこと。

- ・ 支承部の損傷状況を把握するため、堆積している土砂は点検時に取り除くこと。
- ・ 鉄筋露出や腐食箇所を発見した場合、錆を落とし、支給する錆止め塗料の塗布、防食テープの貼付けを行うこと。作業を行った場合は、作業前、作業中、作業後の写真を提出すること。
- ・ 健全な部材についても、後から「異常なし」であることが確認できるように写真を撮影し点検結果に含めること。
- ・ 点検中に第三者被害の恐れがある損傷や直ちに対策を必要とする状況が発見された場合は速やかに監督員に報告するとともに、できる範囲での対応を行うこと。
- ・ 健全性の診断区分Ⅳと思われる損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、当該橋りょうの点検結果をとりまとめること。また、緊急的な措置が必要な場合は、措置方法についても検討すること。
- ・ 点検は、供用中の公園で行うことを考慮し、安全確保に万全を期するよう、以下の事項に留意すること。
 - 1 安全確保のための点検を実施すること。
 - 2 管理体制について確認を行うこと。
 - 3 警察、消防、関係機関等と緊急時の連絡体制の確認を行うこと。

3 定期点検（定期点検の結果の記録とその他記録の補完）

点検結果及び診断結果に基づき、道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月）に示される記録様式を作成すること。併せて、損傷等の詳細を把握する資料として、京都市の点検記録様式に取りまとめること。とりまとめに当たって、詳細な部材の区分方法が記載されている上記要領を参考とすること。

路上の点検項目のうち、通行に影響を及ぼさない程度（橋りょう構造の安全性以外）の損傷である場合において、公園利用者及び第三者被害が想定される損傷や市民目線で不安感を抱くおそれのある損傷については、記録を残すとともに、その内容や所見をとりまとめて報告すること。

橋りょう台帳は、新たに作成すること（簡単な図面の作成を含む）。橋りょう台帳の箇所図、図面、写真については、橋りょうごとにjpgに変換してまとめること。

4 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検の結果の記録等のとりまとめを行う。報告書には、以下についてのとりまとめも含めること。

- ・ 支承部の土砂撤去に係る作業前、作業中、作業後の写真
- ・ 鉄筋露出部や腐食箇所の対応に係る作業前、作業中、作業後の写真
- ・ 公園利用者及び第三者被害が想定される損傷や市民目線で不安感を抱くおそれのある損傷

5 損傷図作成

点検において、損傷が発見された橋りょうについては損傷図をCADで作成し、橋りょうごとにまとめて電子データを提出すること。ただし、対象とする橋りょうについては、点検結果（損傷内容）に応じて変更するため、別途監督員と協議を行うこと。協議により設計変更の対象と

する。

6 打合せ

受注者は、業務における打合せにあたり、業務着手時、中間打合せ（1回）及び成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せは、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時及び成果品納入時には原則として管理技術者が立会うものとする。

本業務において不明な点がある場合は、受注者が独自に判断せず、必ず事前に監督員に報告し確認を受けること。

なお、打合せについては、「道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）平成26年8月」に基づき積算している。

7 関係機関協議

点検に伴う関係機関協議（警察協議、河川協議等）は本市が行うものとするが、協議に必要な資料は受注者が作成するものとする。ただし、協議資料の作成及び提出が遅れ、点検予定日までに、本市が協議を行う期間を十分に確保できない場合は、受注者の責務で協議を行うか、点検予定日を変更すること。

点検の際の隣接する地元関係者（官公庁等も含む）との協議は、受注者の独自の判断で実施してはならない。特に、実施区域、実施時間、実施日等に関する事項については、必ず監督員に報告し確認を受けること。

また、本業務実施中に民地内に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者の承認を得なければならないため、速やかに報告し、監督員の指示を受けること。

なお、業務実施に際して私有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で復旧し、速やかに監督員に報告すること。

第9条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第10条 その他特記事項

1 標準幅員8mとは幅員範囲が0mを超え10m以下であることを想定している。

2 旅費交通費の積算条件は、以下のとおりである。

基地～現地 ライトバン運転台数・日	15台・日
基地～現地 ライトバン日当運転時間	0.8時間

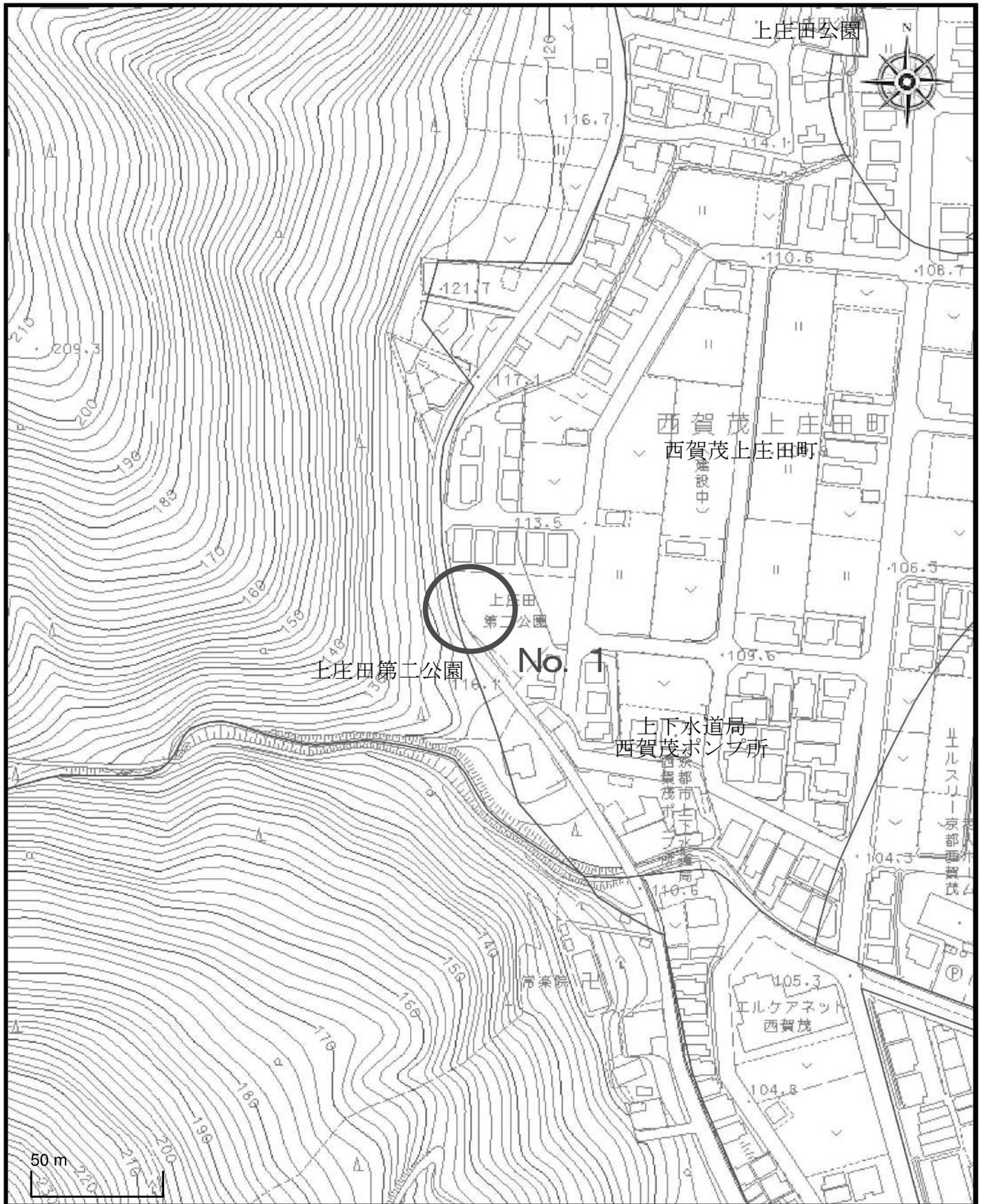
3 作業時間については、8時から17時を標準としている。

ただし、関係機関との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

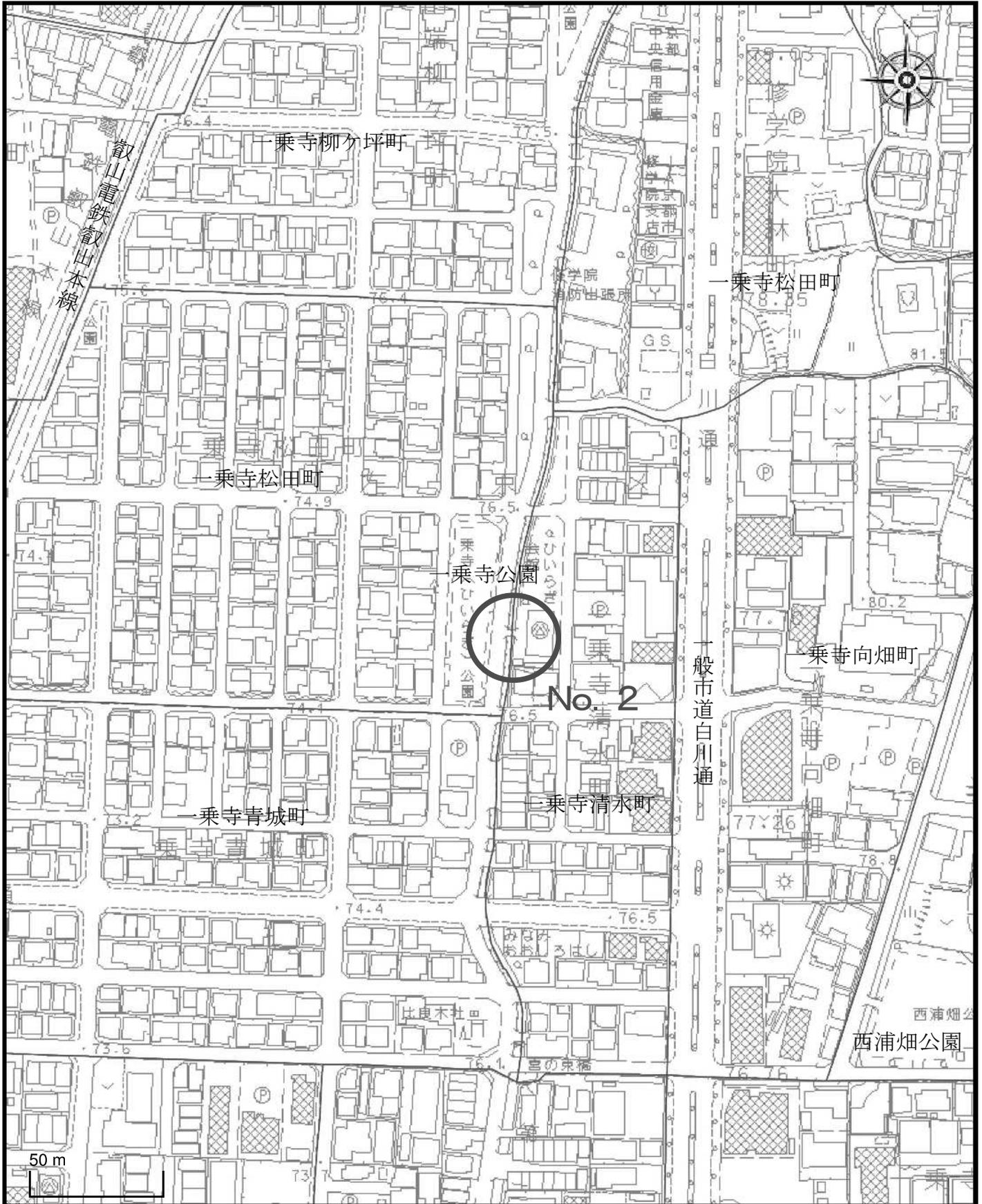
- 4 諸事情により、やむを得ず橋りょう点検が実施できない場合や追加する場合など、橋りょう数が増減する場合は、協議により設計変更の対象とする。
- 5 その他については、監督員の指示に従うこと。

通し番号	橋りょう名	フリガナ	所在地	公園名	公園種別	橋長(m)	標準幅員(m)
1	上庄田第二公園連絡橋	カミシヨウダダイニコウエンレンラクキョウ	北区西賀茂上庄田町	上庄田第二公園	街区	2.20	1.30
2	一乗寺公園連絡橋	イチジョウジコウエンレンラクキョウ	左京区一乗寺清水町	一乗寺公園	街区	3.00	2.20
3	西浦畑公園連絡橋	ニシウラバタコウエンレンラクキョウ	左京区一乗寺西浦畑町	西浦畑公園	街区	2.24	3.23
4	花園公園連絡橋	ハナヅノコウエンレンラクキョウ	左京区岩倉花園町	花園公園	街区	3.70	6.30
5	幡枝御反田公園連絡橋	ハタエダコタンダコウエンレンラクキョウ	左京区岩倉幡枝町	幡枝御反田公園	街区	2.20	2.23
6	岩倉南公園連絡橋	イワクラミナミコウエンレンラクキョウ	左京区岩倉南河原町	岩倉南公園	近隣	2.35	1.90
7	陵ヶ岡みどりの径緑道公園連絡橋	リョウガオカミドリノミチリョクドウレンラクキョウ	山科区御陵久保町	陵ヶ岡みどりの径緑道公園	緑道	4.00	3.70
8	尻溝第三公園連絡橋	シリミゾダイサンコウエンレンラクキョウ	右京区梅津尻溝町	尻溝第三公園	街区	2.23	2.77
9	芝ノ宮公園連絡橋	シバノミヤコウエンレンラクキョウ	西京区下津林芝ノ宮	芝ノ宮公園	街区	4.75	2.00
10	峰ヶ堂第三公園連絡橋	ミネガドウダイサンコウエンレンラクキョウ	西京区御陵峰ヶ堂町一丁目	峰ヶ堂第三公園	街区	2.10	2.50
11	上桂公園連絡橋	カミカツラコウエンレンラクキョウ	西京区上桂前川町	上桂公園	近隣	2.28	3.69
12	大蛇ヶ池公園連絡橋	ダイジャガイケコウエンレンラクキョウ	西京区大原野西竹の里町二丁目	大蛇ヶ池公園	地区	130.00	3.03
13	桂坂第五緑道公園連絡橋 3	カツラザカダイゴリョクドウレンラクキョウ 3	西京区御陵峰ヶ堂町三丁目	桂坂第五緑道	緑道	2.21	2.61
14	桂坂第五緑道公園連絡橋 4	カツラザカダイゴリョクドウレンラクキョウ 4	西京区御陵峰ヶ堂町三丁目	桂坂第五緑道	緑道	2.33	4.00
15	桂坂第五緑道公園連絡橋 5	カツラザカダイゴリョクドウレンラクキョウ 5	西京区御陵峰ヶ堂町三丁目	桂坂第五緑道	緑道	2.97	4.40
16	桂坂第五緑道公園連絡橋 6	カツラザカダイゴリョクドウレンラクキョウ 6	御陵大枝山町四丁目	桂坂第五緑道	緑道	3.24	3.60
17	桂坂第五緑道公園連絡橋 7	カツラザカダイゴリョクドウレンラクキョウ 7	御陵大枝山町四丁目	桂坂第五緑道	緑道	3.23	3.61
18	桂坂第五緑道公園連絡橋 8	カツラザカダイゴリョクドウレンラクキョウ 8	御陵大枝山町四丁目	桂坂第五緑道	緑道	3.21	4.40
19	桂坂第五緑道公園連絡橋 9	カツラザカダイゴリョクドウレンラクキョウ 9	御陵大枝山町四丁目	桂坂第五緑道	緑道	3.80	8.75
20	森の宮南公園連絡橋	モリノミヤミナミコウエンレンラクキョウ	伏見区久我森の宮町	森の宮南公園	街区	2.20	4.00
21	広長公園連絡橋	ヒロオサコウエンレンラクキョウ	伏見区下鳥羽広長町	広長公園	街区	3.50	4.70
22	久我東第二公園連絡橋	コガアズマダイニコウエンレンラクキョウ	伏見区久我東町	久我東第二公園	街区	2.00	3.00
23	久我東第三公園連絡橋	コガアズマダイサンコウエンレンラクキョウ	伏見区久我東町	久我東第三公園	街区	2.55	4.50

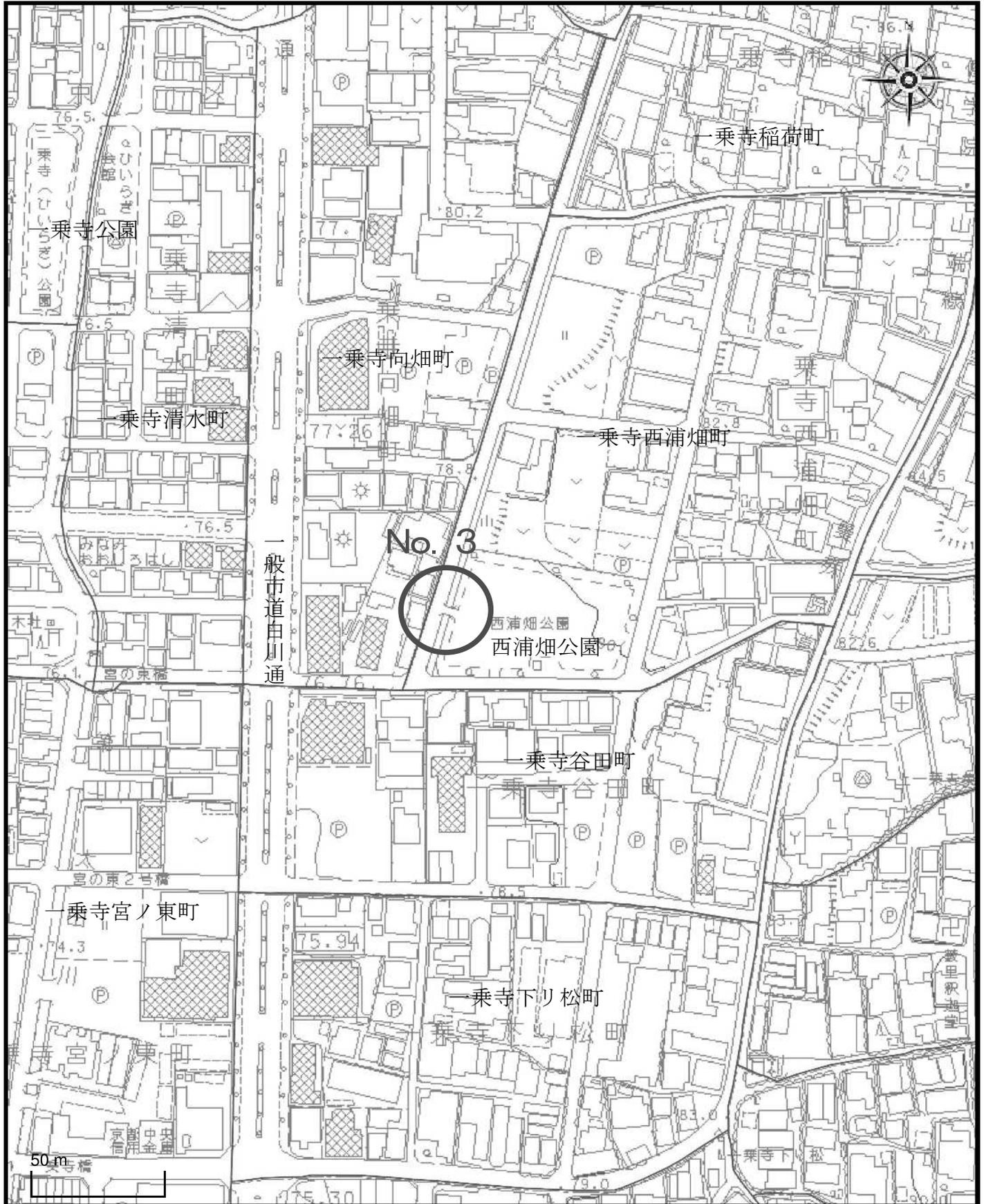
箇所図 (上庄田第二公園)



箇所図 (一乗寺公園)



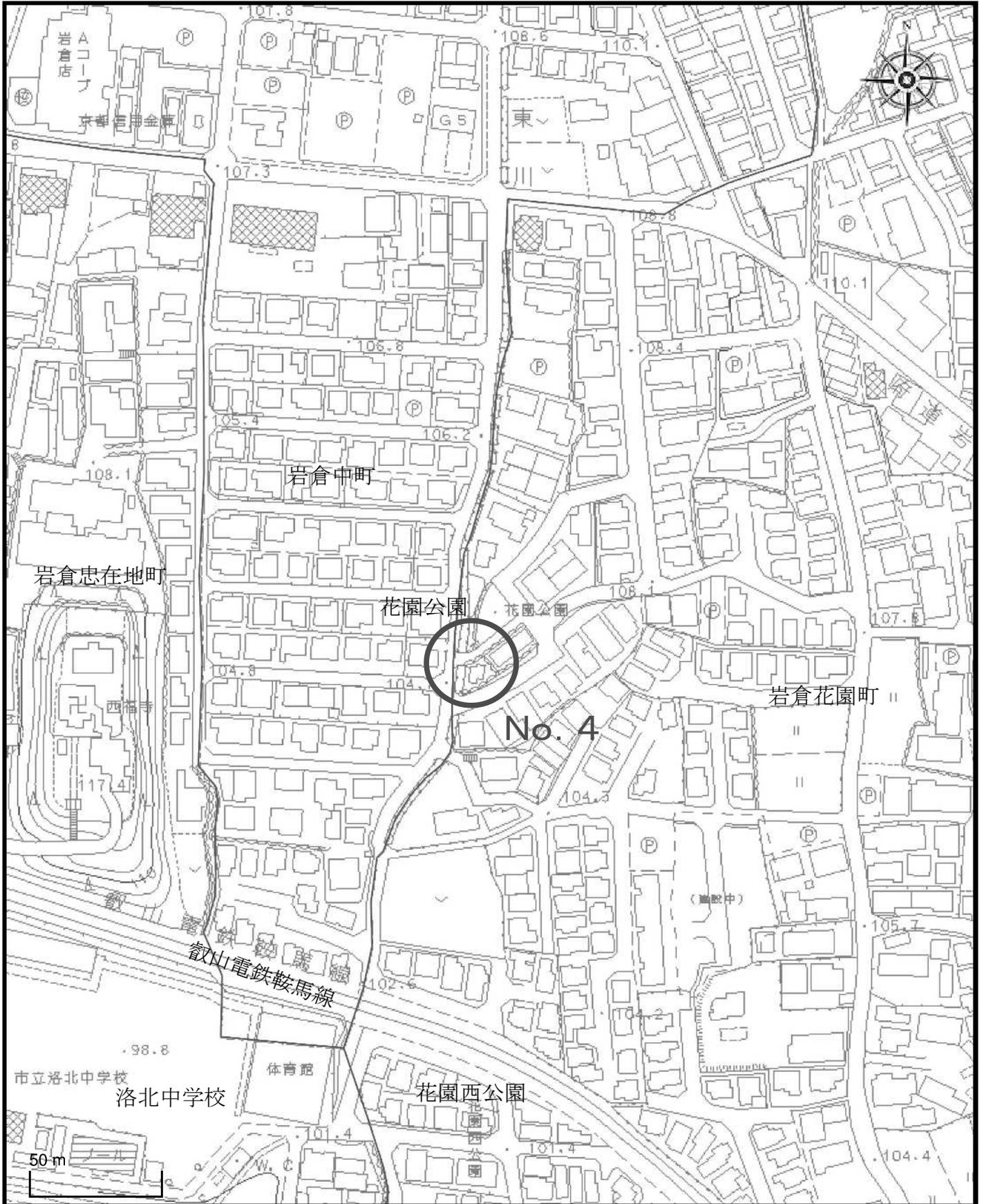
箇所図 (西浦畑公園)



箇所図 (花園公園)

135.787443,35.074084

135.791480,35.074084



135.787443,35.069953

1 / 2000

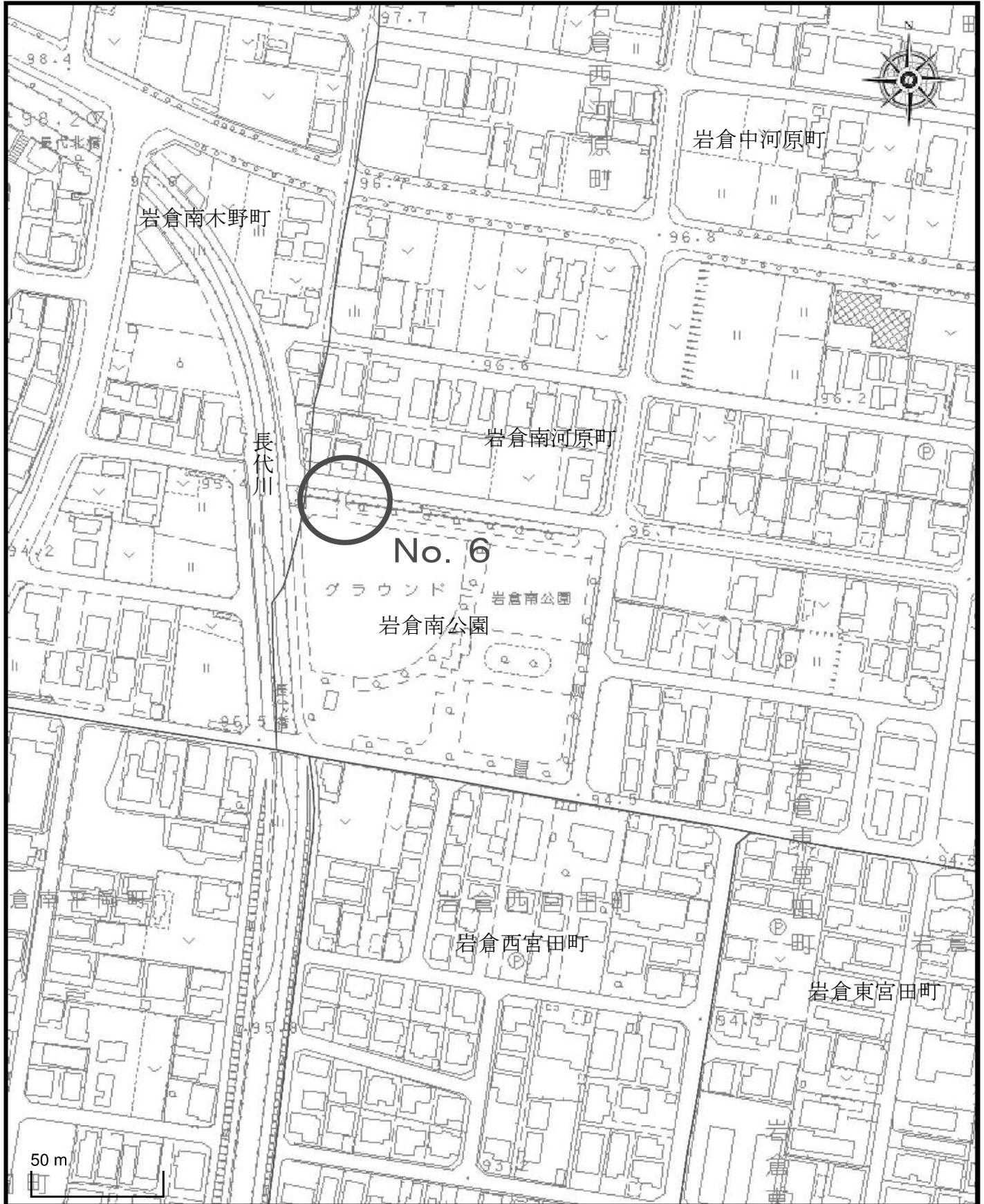
135.791480,35.069953

 本業務履行箇所

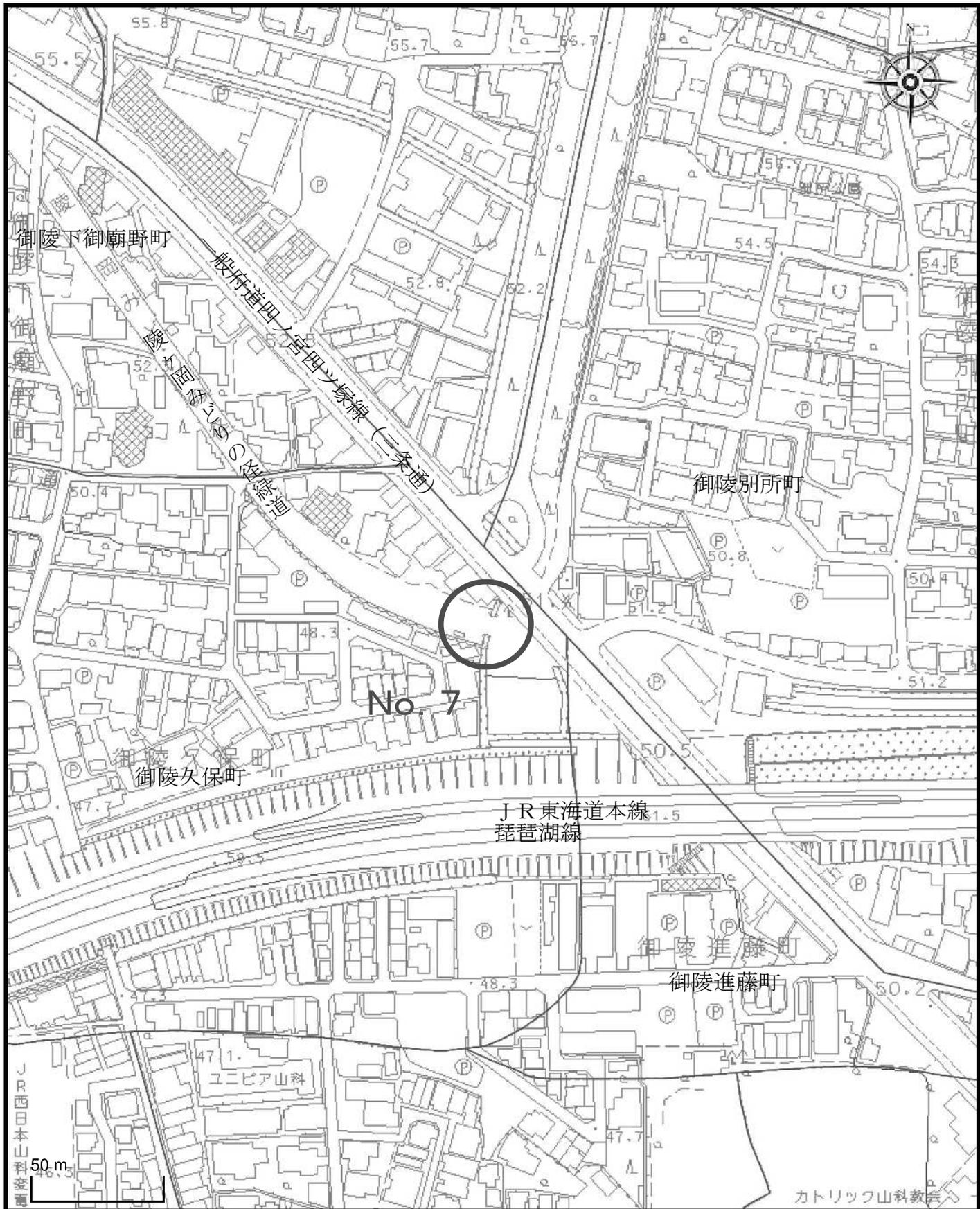
箇所図 (幡枝御反田公園)



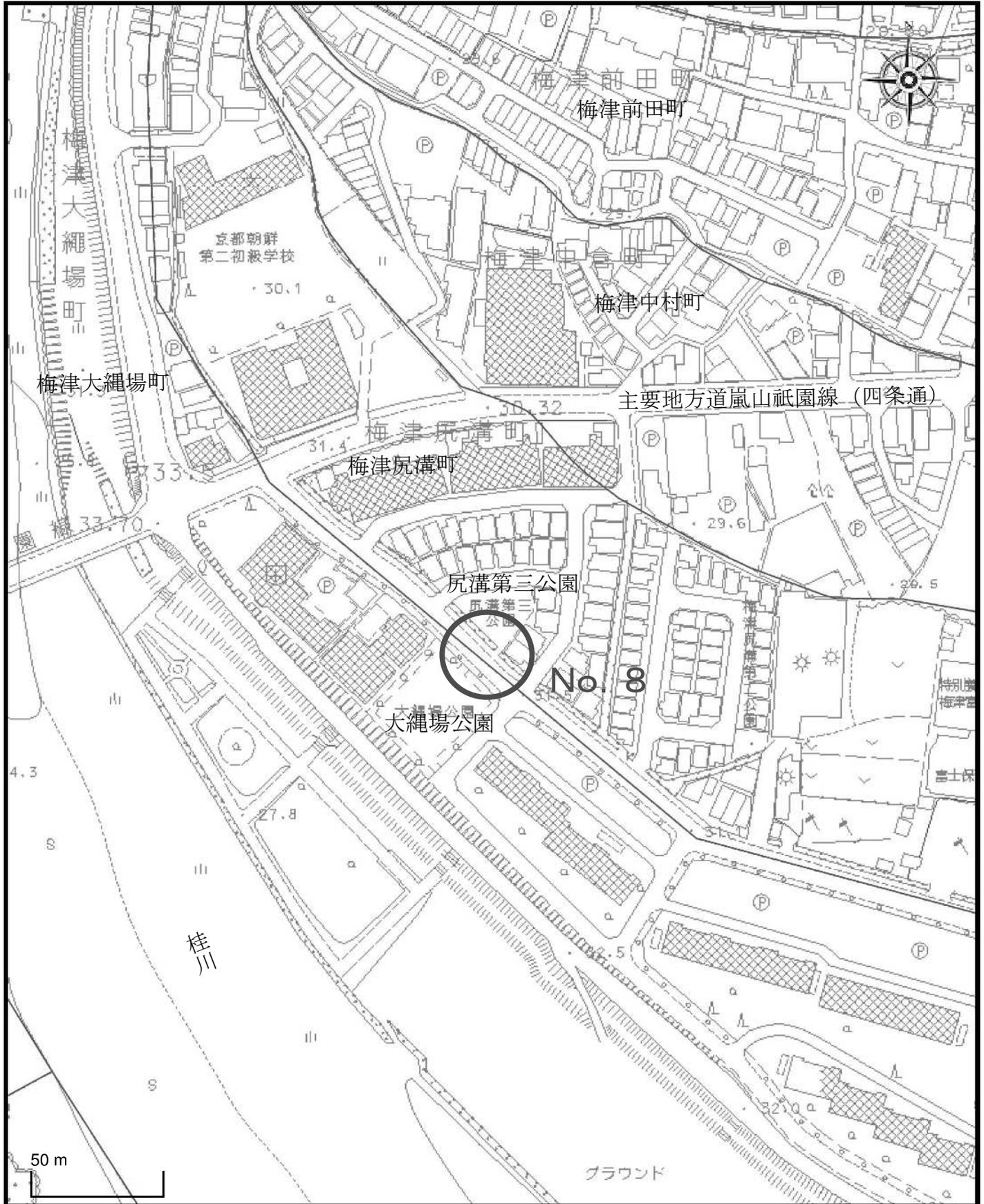
箇所図 (岩倉南公園)



箇所図 (陵ヶ岡みどりの径緑道)



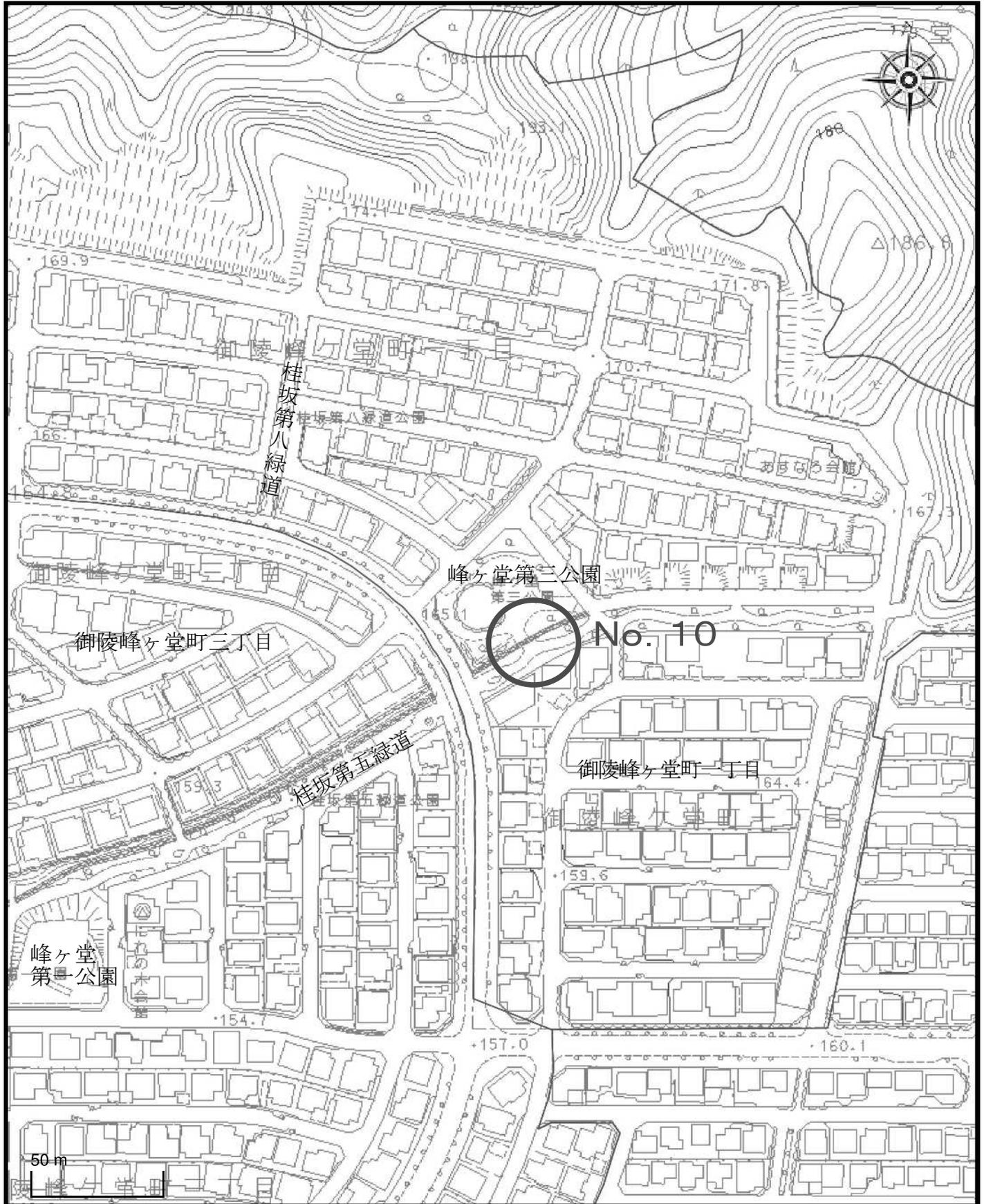
箇所図 (尻溝第三公園)



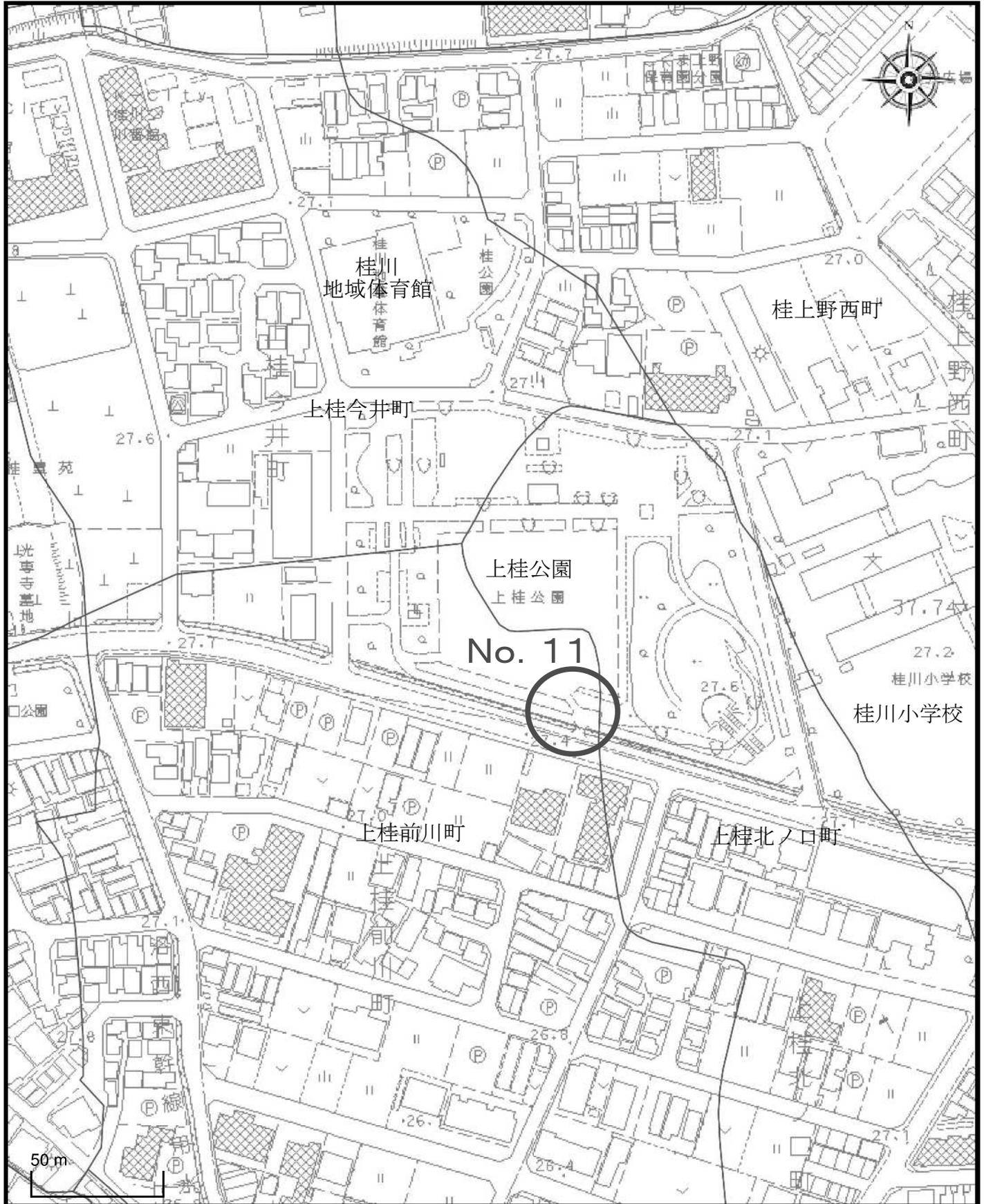
箇所図 (芝ノ宮公園)



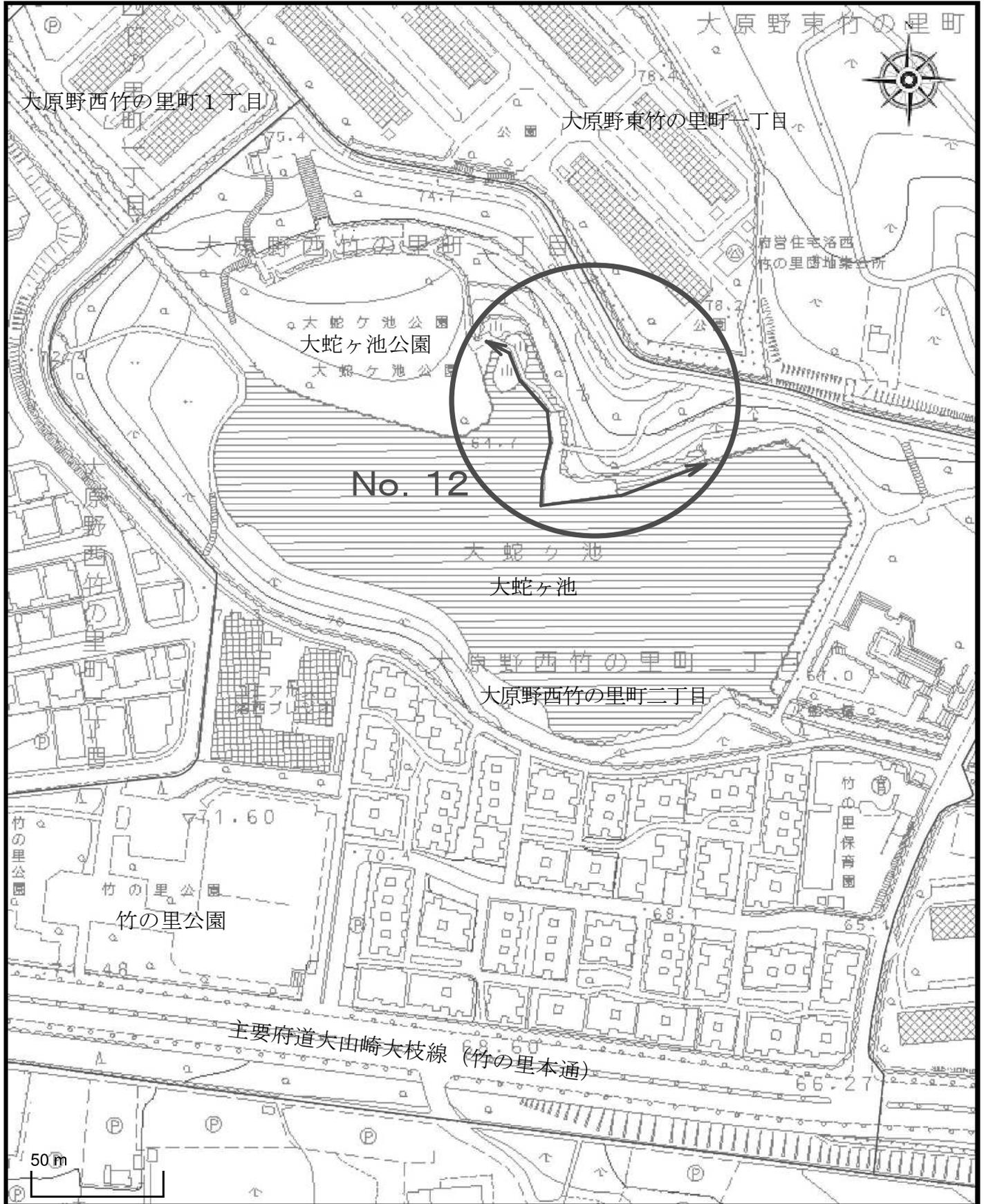
箇所図 (峰ヶ堂第三公園)



箇所図 (上桂公園)



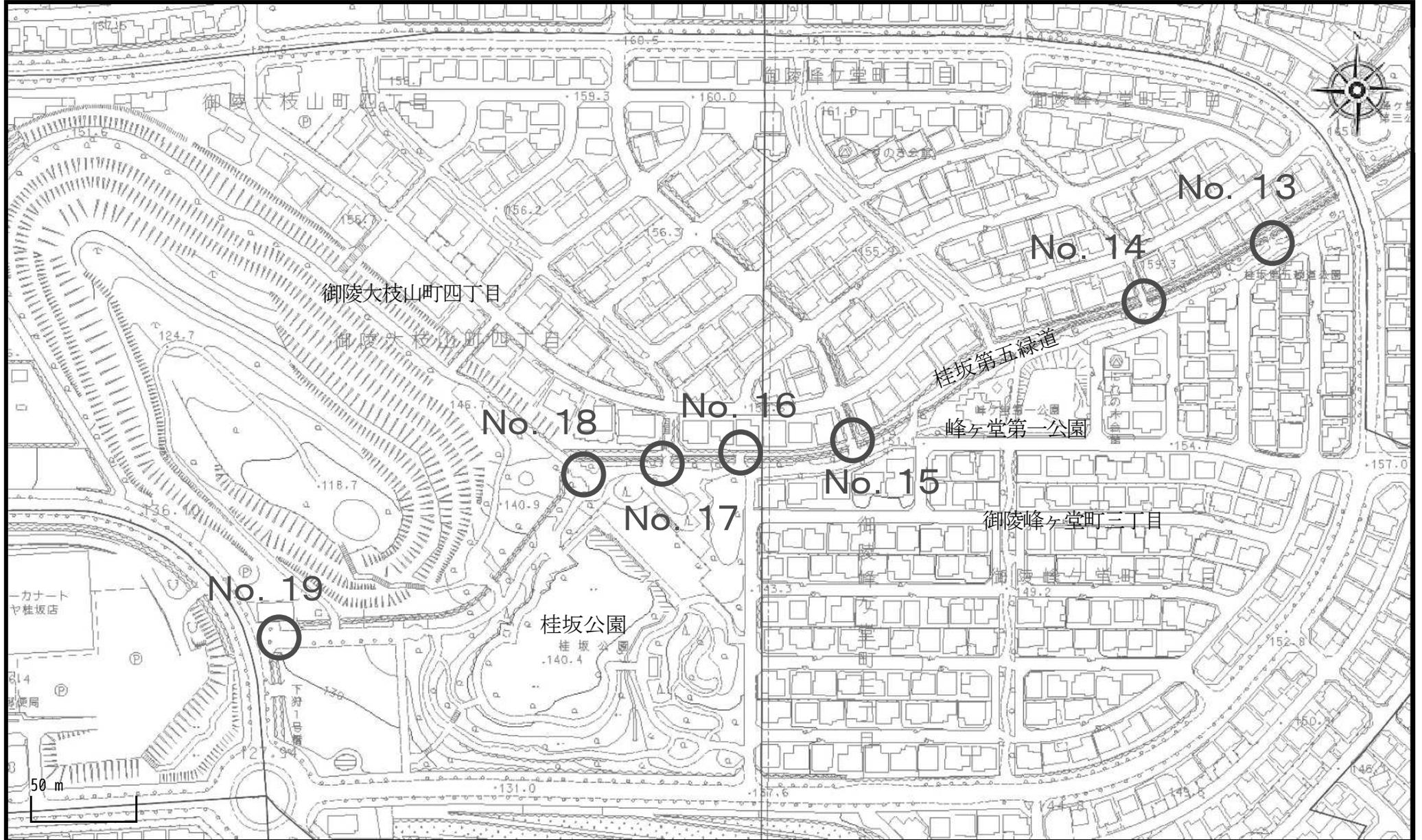
箇所図 (大蛇ヶ池公園)



箇所図 (桂坂第五緑道)

135.666168, 34.986079

135.673927, 34.986079



135.666168, 34.982372

1 / 2500



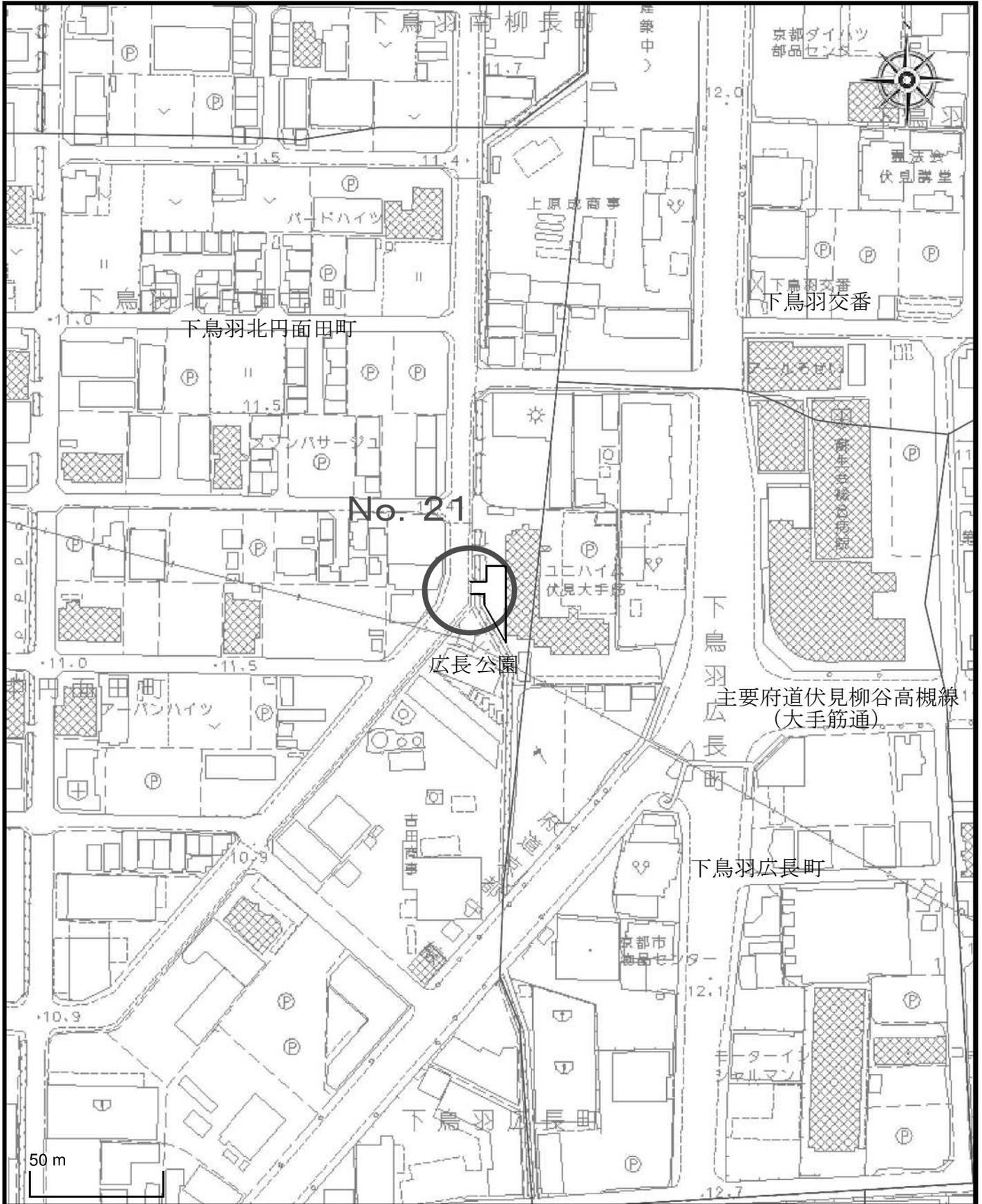
本業務履行箇所

135.673927, 34.982372

箇所図 (森の宮南公園)



箇所図 (広長公園)

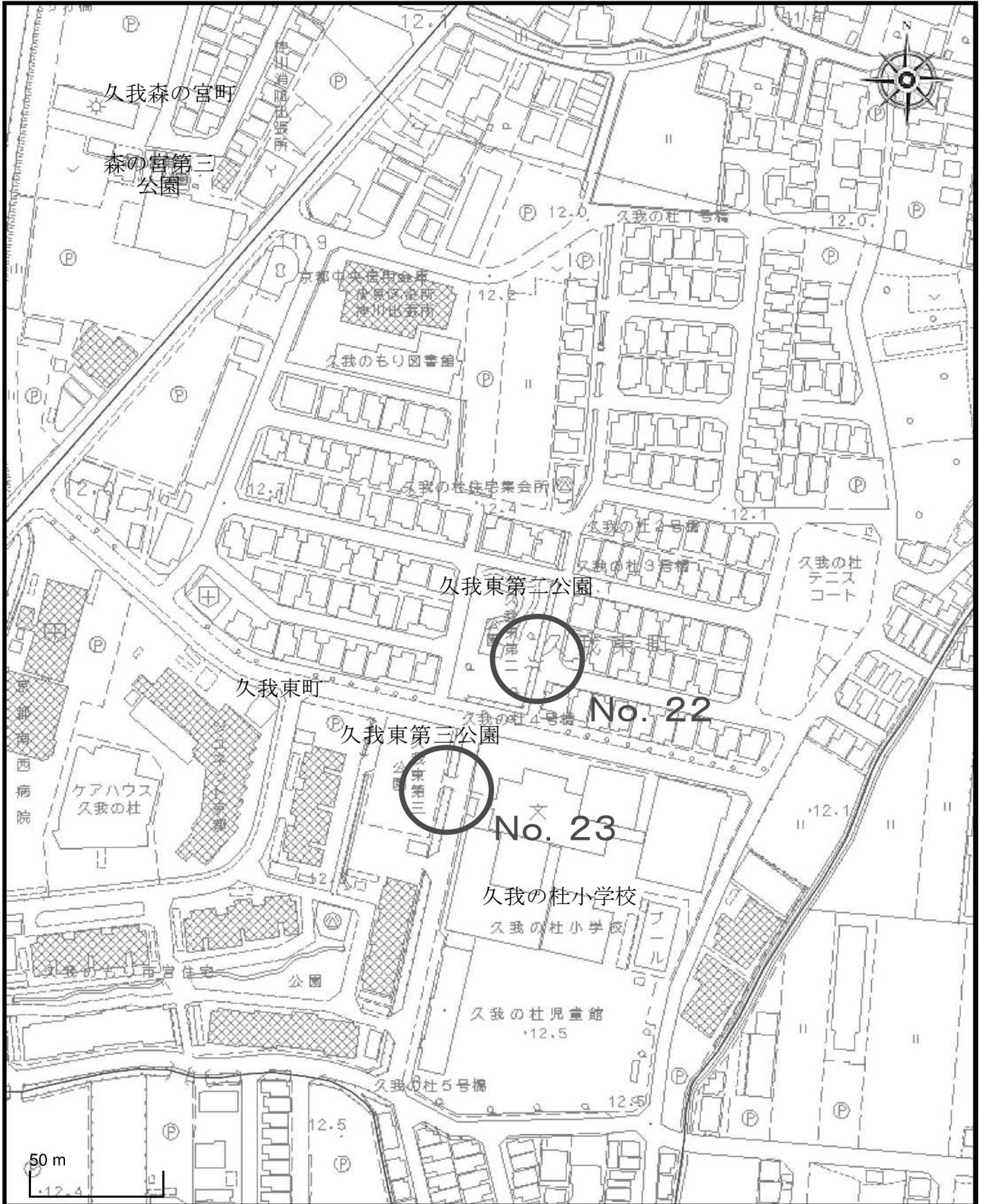


箇所図

135.727071,34.936501

135.731100,34.936501

(久我東第二公園、久我東第三公園)



135.727071,34.932371

1 / 2000

135.731100,34.932371

 本業務履行箇所